

48 Hour Film Project チームリーダー協定

本協定は、_____という名称の映画チーム（以下、「チーム」）を代表する
_____（以下、「チームリーダー」）と 48 Hour Film Project, Inc.

（以下、「48HFP」）との間で締結されるものであり、チームリーダーおよびチームが、以下に定める条件のもとで「48 Hour Film Project 2025」に参加し、短編映画またはビデオ（以下「映画」）を制作することに関して合意するものである。

チームリーダーは、48HFPが主催する、2025年_____月_____日から_____月_____日までの間開催される
_____（都市名）48 Hour Film Project 2025（以下、「プロジェクト」）に、チームと共に参加することに同意する。

(1) チームリーダーは、本プロジェクトの“Filmmaking Rules”（映画制作ルール）および“Competition Rules”（競技ルール）（これら総称して“Official Rules”（公式ルール）という）を読了し、それに同意する。公式規則は、www.48hourfilm.comに掲載しており、本協定の一部を構成する。48HFPは、公式ルールに準拠していない映画またはビデオについて、上映の資格を剥奪し、賞の候補から除外する権利を有する。

(2) チームリーダーは、本協定を締結することにより、映画制作のために必要となるクルー、キャスト、機材、セット、ロケ地その他すべての要素を自らの責任で手配し、それにかかるすべての費用、出費、損害、請求について責任を負うことを理解する。48HFPは、チームリーダーが参加するこのイベントに対してガイドラインを提供し、基準を満たした映画・ビデオに対して上映の機会を与え、プロジェクトの勝者には賞を授与する。

(3) チームリーダーは、映画およびそのすべての構成要素（映像、写真、演技、人物の登場、音声、音響、音楽〔作曲・録音・演奏を含むがそれに限定されない〕）に関して、必要なすべての権利（著作権を含むがそれに限定されない）を保持することを確認する。それに加え、チームリーダーは、映画に出演するすべての人物について署名済みの「Waiver and Release（権利放棄および免責同意書）」を、音楽を提供するすべての者について署名済みの「Music Release（音楽使用同意書）」を、映画に使用するすべてのロケ地について署名済みの「Location Release（ロケ地使用同意書）」を、それぞれ確保するものとする。チームリーダーは、(a) 本協定を締結するにあたり法的な支障が一切ないこと、(b) 本協定に定める48HFPの権利を除き、映画に関する著作権を保持する者であること、(c) チームリーダーの知る限り（合理的な注意を払えば知り得たはずの事実を含む）映画が第三者の著作権その他の権利（名誉、プライバシー等）を侵害していないことを表明し、これを保証する。

(4) チームリーダーは、本協定を締結することにより、48HFP、その所有者、役員、取締役、株主、従業員、ライセンス保有者、パートナー、譲受人（これらを総称して「被保障者」）を保護するため、チームリーダー、チーム、またはその構成員による映画の創作、制作、使用、展示、宣伝、マーケティング、商品化、その他の利用に起因する一切の請求、費用、損害、出費、責任（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を補償し、これによって生じる損害から被保障者を免れさせることに同意する。これには、過失による不法行為またはその他の違法行為、無断での類似性の使用、プライバシー権の侵害、パブリシティ権または人格権の侵害、名誉毀損、詐欺、著作権もしくは商標権の侵害、またはその他契約違反に起因する請求、ならびにチームリーダーによる本協定における表明・保証の違反、またはチームリーダーとしての義務の違反に基づく請求が含まれるが、これらに限定されるものではない。

(5) チームリーダーは、以下の条件に従って、映画に関するすべての著作権を、2026年5月31日（以下「終了日」）までの期間、48HFPに譲渡することに同意する。ただし、この譲渡において、チームリーダーには以下の(a)に定める非独占的かつ譲渡不能な使用権が付与される。

- (a) チームリーダーは、以下に定める使用目的について、映画を使用する非独占的かつ譲渡不能な権利を有するものとする。
- (i) 映画を映画祭や他の映画コンペティションに出品すること。
 - (ii) 映画を地域の映画イベントにおいて上映すること。
 - (iii) 映画またはその一部を、チームリーダー自身のウェブサイトまたは第三者のウェブサイトにおいて、インターネットを通じて無料でストリーミング配信すること（この場合、映像の冒頭に「The Film was created for the 48 Hour Film Project.（この映画は、48 Hour Film Projectのために制作された）」という文言を、英語または48HFPが指定する言語で表示することを条件とする）。
 - (iv) 映画をDVDで無料配布すること。
 - (v) チームリーダー、チーム、またはチームの構成員のプロモーションのために映画を使用すること。
 - (vi) その他、48HFPが書面で事前に承認した使用方法によること。

(b) 上記に定めるチームリーダーの限定的使用権を除き、48HFPは映画またはその一部について、あらゆる地域において、すべてのメディアを通じて、現在知られているまたは将来開発されるあらゆる手段を用いて、複製、上映、表示、展示、送信、放送、広告、宣伝、使用、配信を行う排他的権利を有する。これには、劇場、テレビ（地上波、ケーブル、オンデマンド、デジタルテレビ等）、DVD、ホームビデオ、ビデオグラム、インターネット配信、その他のデジタルダウンロード手段を用いた利用が含まれるが、これに限定されない。また、48HFPは、これらのあらゆる方法によって映画を販売、使用許諾、または譲渡する権利を有する。さらに、48HFPは、映画またはその一部を48HFP自身またはそのスポンサーの広告・宣伝のために、任意の方法および手段（これらの手段は48HFPが単独で決定する）によって使用する権利を有する。

(6) 48HFPおよびチームリーダーは、映画に関する権利について、48HFPが第三者に対し、終了日以前に許諾、販売、またはその他の形で譲渡（以下「許諾」）を行う場合には、以下に定める条件に従って行うことに合意する。

(a) 個別的許諾（すなわち、48HFPが特定の映画を個別に許諾する場合）においては、48HFPがその許諾により得る純収益のうち、25%を48HFPが保持し、残りの75%をチームリーダーが受け取るものとする。

(b) コレクション許諾（すなわち、48HFPが複数の映画をまとめた「コレクション」として許諾を行う場合）において、チームリーダーの映画がそのコレクションに完全な形で含まれている場合には、48HFPの純利益の50%を、コレクション内に含まれる作品数に応じて比例配分する形でチームリーダーに分配する。具体的な分配率は、該当コレクションに含まれる映画の本数に基づいて決定される。

(c) スポンサー許諾については、上記の(a)(b)にかかわらず、もし48HFPまたはプロジェクトに指定されたスポンサーが、映画またはコレクションの被許諾者となる場合、その許諾から得られるすべての収益は、100%48HFPが保持するものとする。

本項における「48HFPの純利益」は、48HFPが定める標準的な定義に基づいて算出され、控除対象には映画配給に関わる費用、経費、手数料その他関連支出を含むが、これに限定されるものではない。この定義に基づく純利益は、48HFPによって計算および処理され、報告される。48HFPは、純利益が発生する場合には、年に2回（半年ごと）チームリーダーに対し報告を行う。ただし、その期間においてチームリーダーの取り分が発生しない場合、報告義務はないものとする。また、チームリーダーの受領額が25米ドル以上に達した場合に限り、48HFPはチームリーダーに対して小切手による支払いを行うものとする。

(7) 終了日以降に第三者が映画の権利を取得したいと希望する場合、48HFPはその旨をチームリーダーに通知し、チームリーダーと48HFPは協議のうえで、当該契約に関する交渉を行うものとする。

ただし、これにかかわらず、チームリーダーは、終了日または延長された終了日の前後を問わず、48HFPから事前に書面による許可を得た場合を除き、映画に関するまたは映画に含まれるいかなる権利についても、第三者に対して譲渡または許諾してはならない。また、48HFPは、チームリーダーから書面による承諾を得ない限り、チームリーダーが第5項(a)、あるいは本項に基づいて行使できる映画に関する権利の行使を妨げるような形で、映画に関する権利を第三者に譲渡または許諾してはならない。

(8) チームリーダーが、終了日前に48HFPを通さない配給の提案を第三者から受けた場合であっても、以下の条件をすべて満たす限りにおいて、その提案を受け入れることができるものとする。第一に、48HFPがその配給提案内容を確認し、書面によりこれを承認すること。第二に、当該配給から得られる収益の20%が48HFPに支払われること。これらの条件を満たす場合に限り、チームリーダーは独自に提案を受け入れ、配給契約を締結することができる。

(9) チームリーダーは、本協定を締結することにより、48 Hour Film Project 2025 への参加に際して、報酬またはその他いかなる金銭的対価も受け取らないことをあらかじめ了承する。プロジェクトへの参加によって得られる見返りは、プロジェクト終了時に映画またはビデオが上映される機会、将来における上映および配給の可能性（ただし、これは48HFPに義務づけられるものではない）、および参加を通じて得られる知名度や露出である。

(10) チームリーダーは、48HFPまたは第三者によって本協定に違反する行為があった場合であっても、それによってチームリーダーに損害が生じたことを理由として、48HFPに対して損害賠償を請求したり、差止命令その他の衡平法上の救済を求めたりする権利を有しないことを了承する。かかる場合においてチームリーダーが有する唯一の救済手段は、裁判手続において損害賠償（ただし、懲罰的損害賠償および間接的または派生的損害賠償を除く）を請求することに限られ、チームリーダーは、48HFPとの契約関係を解除または終了させる権利、ならびに映画の上映その他の利用や、映画に関する権利の行使を差し止める権利を一切有しない。

(11) チームリーダーは、本協定およびこれに基づく義務の全部または一部を、48HFPの事前の書面による同意なく、第三者に譲渡してはならない。これに対し、48HFPは、本協定に基づく権利および義務のいずれについても、全部または一部を他のいかなる当事者に対しても譲渡することができる。また、チームリーダーは、税務上の義務を含むいかなる目的においても、48HFPの被用者または代理人ではないことを理解し、本協定の当事者は相互に独立した契約者であることを認め、これに同意する。

(12) チームリーダーは、48 Hour Film Project の期間中に「メイキング映像」（以下「ドキュメンタリー」）が制作される可能性があることを理解し、プロジェクトのいかなる制作段階においても、撮影クルーがチームリーダーのチームを撮影することを許可することに同意する。また、チームに参加する出演者およびその他のスタッフについても、ドキュメンタリーへの登場を許可する旨の署名済み同意書（“Release” フォーム）を収集し、速やかに48HFPに提出することに同意する。ただし、48HFPは、当該ドキュメンタリーを実際に制作し、または上映する義務を一切負わないものとする。

(13) 48HFPは、チームリーダーに対して、特別損害、間接損害、派生的損害について、たとえそのような損害の可能性について知らされていたとしても、いかなる責任も負わないものとする。これには、契約、不法行為、保証責任、厳格責任など、いかなる法的根拠に基づく請求または訴訟による損害も含まれるが、これに限定されない。さらに、いかなる請求または訴訟に基づいても、48HFPの責任の総額は、本協定に基づきチームリーダーが48HFPに支払った参加費の金額を上限とし、それを超えてはならない。この責任制限は、限定された救済手段によって本来の目的が達成されなかった場合であっても、引き続き適用されるものとする。

(14) 本協定は、アメリカ合衆国コロンビア特別区の国内法（ただし、抵触法の原則は適用されない）に準拠し、それに従って解釈されるものとする。

以上に同意し、受諾する。

署名（チームリーダー）：

（事務局記入）

48Hour Film Project

氏名（活字体）：

PO Box 40008, Washington DC 20016

署名者

日付：

役職

住所：

日付

電話：

E-mail：

署名者が18歳未満である場合

私は、上記署名者の親または保護者であり、本契約書を読み、これを承認するとともに、私の子どもまたは被保護者によって本契約が実行されることに同意します。

親または保護者の署名

氏名（活字体）

日付

住所